

答 申

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成19年5月23日付け19医大企第22号で行った公文書一部開示決定において、不開示とした部分のうち、寄附者である個人（事業を営む個人を除く。）の氏名を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成19年5月9日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「医学部臨床系部門において、平成18年度に受け入れた奨学寄附金の寄附者、寄附金額、受け入れ教官又は受け入れ講座のわかる台帳に類する文書」の開示を求めて公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成18年度奨学寄附金受入台帳（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成19年5月23日付けで、「寄附者」欄の項目を不開示とする公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の理由を付して異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第7条第2号に該当 個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報の内容により、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
 - (2) 条例第7条第3号に該当 法人等の名称については、法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
 - (3) 条例第7条第6号に該当 開示することにより、法人等との信頼関係が損なわれ、大学経營業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 異議申立人は、本件開示請求に対する本件処分を不服とし、平成19年7月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象公文書において、「寄附者」欄の項目を開示しないと決定した処分を、「寄附者が個人であり、条例第7条第2号及び第3号に該当しないものを除き、「寄附者」欄の項目の開示をする」処分に変更するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、寄附者が法人等である場合、法人等の名称については、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした。しかし、本号には「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」というただし書の規定がある。大学の医学部・医学研究科等で実施される研究は、新しい治療方法の研究や新薬の開発など、まさに人の生命、身体、健康に直結する内容の研究である。このような研究が不適切な形で実施されていれば、人の生命、健康に害をもたらす危険もある。奨学寄附金は、そのような人の生命や健康にかかわる研究を奨励する目的で法人等が提供した資金であり、しかも、その用途が制限されていないため、研究者と企業の癒着がより発生しやすいと指摘されている。公的な法人である実施機関は、人の生命や健康に直接かかわる研究に、どのような法人が、いくら資金提供を行っているか、社会に対して説明する責任があり、この説明責任は企業等の利益よりも優先されるべきである。実施機関は、むしろ、本号ただし書を適用して、法人等の名称を開示すべきである。

- (2) 寄附者である法人等の名称について、実施機関は、条例第7条第3号及び第6号に該当するとして、不開示の決定をしたとしている。同様の案件については、内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「内閣府審査会」という。）でも審議され、平成19年7月に高知大学の答申が出され、9月までには広島大学、金沢大学の答申も出された。一連の答申の最初の判断である高知大学の例を引用すると、高知大学でも「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」というのが不開示の理由であった。これに対し、内閣府審査会は、法人等の寄附者名を「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められないので、開示すべきである」との判断を下している。異議申立人も、これとまったく同じ理由で法人等の名称を公開すべきものと考えている。

異議申立人らは、医学部のある全国の国公立大学法人に対して、同様の開示請求を行っているが、国立大学法人においては、もともと寄附者である法人等の名称を不開示とした大学は少なく、この答申以降、内閣府審査会に諮問している法人を除くすべての国立大学法人が、法人等の名称を開示あるいは開示する方針であるとしている。この答申はあくまで内閣府審査会の出したもので、福島県情報公開審査会（以下「審査会」という。）においては独自の判断があると承知している。ただ、内閣府審査会の答申は現在の社会状況の反映であると考えており、審査会においても、こうした状況を考慮にいたした判断をしていただきたいと考えている。

- (3) 寄附者が法人等である場合、その名称を開示することが、なぜ当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するのか理解できない。寄附は、共同研究や受託研究と異なり、見返りを求めない善意に基づいた行為であり、そこから利益が生ずることはないはずであり、したがって、寄附という行為に付随する権利も発生せず、公開されても競争上の地位を害するとは考えられない。開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなければ、法人等との信頼関係も損なわれず、大学経営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも生じない

め、条例第7条第6号に該当しないと考える。実施機関が、法人等の名称を開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益がどのように害されるのか、そしてその不利益は、社会への説明責任に比べても重いものなのか、個別、具体的に立証する必要があると考える。

ちなみに、外務省が報償費（外務機密費）の支出についての文書を全面的に不開示とした決定を取り消し、開示を命じた東京地裁判決（平成18年2月28日）では、「文書を開示した場合に弊害が発生するおそれがあるかどうか、個別に検討することなく、すべてを不開示とすることは許されない」と指摘した上で、外務省に対して「不開示理由の立証が尽くされていない」と断じている。この判示は正しく、実施機関が寄附者の名称を一律に不開示とした判断にも当てはまる指摘である。

- (4) 実施機関は、寄附者名の公開は、寄附者の同意を得ずに、一方的に予算の執行状況という内部情報を明らかにすることとなり、このことが寄附者との信頼関係を損なうおそれがないとは言い切れずとしているが、内閣府審査会が広島大学の諮問を受けて、平成19年9月に出した答申では、「一部に開示に反対する法人等があり、その意見は無視し得ないとする諮問庁の説明は首肯し難く、法人等の寄附者がどこにいくら寄附しているかという情報が明らかになったとしても、当該法人等が言うようなおそれが生ずる客観的な蓋然性があるとは認められない。したがって、これを開示することにより当該法人等が寄附を差し控え、寄附金収入が減るとする諮問庁の懸念が現実のものとなるとは思われない。また、法人等の寄附者名は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するとは認められないので、開示すべきである」としている。広島大学は、寄附者である法人等の全面不開示でなく、法人等に意見照会を行った上で開示に反対した法人等の名称のみを不開示とする決定をしている。それでも内閣府審査会がこのような判断をしたことは注目に値すると思う。
- (5) 今回の開示請求は、人の生命や健康にかかわる研究についての研究者と企業との関係を調査する一環として実施しており、いわゆる篤志家である個人の寄附者名まで開示することは求めている。ただし、他大学法人に対して行った同様の開示請求等で、寄附者名と受け入れ教官の名称が一致するなど、形式上、寄附者が個人の場合であっても、実質的にはいわゆる個人の篤志家からの寄附金とは判断し得ない例が散見された。このため、寄附者名が個人である場合においても、寄附者が条例第7条第2号ウに該当する公務員等である場合や、同条第3号に該当する事業を営む個人に関する情報と認められる場合は開示すべきと考える。また、寄附者が製薬企業等の関係者である場合は、たとえ個人であっても、寄附の意味合いが変わり、同条第2号イにある「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると考える。
- (6) 寄附者が個人である場合の一部開示を求めている件に関して、公平を期すために、内閣府審査会の答申では、個人の寄附者の氏名及び住所は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であると結論づけている。公務員等が寄附した場合、これが職務の遂行にあたるかどうか検討を重ねるなどした結果、「帳簿上の問題で別のところからの寄附を、自分で自分に寄附をする形式をとった」、「研究費の配分のため、

主任研究者が班員等に寄附をする形式をとった」などの例が多く、一市民の立場から考えると、個人の篤志家による寄附ではなく、どう考えても、先生方の仕事上の問題でそのような寄附がなされ、したがって実態は職務遂行上の行為にあたるのではないかと思う。残念ながら、多くの国立大学法人においても、内閣府審査会の判断と同様に公務員等の寄附は職務遂行上の行為にはあたらないと判断しているが、例えば京都大学では、実態として職務遂行上の行為であると判断して、開示に踏み切っている。かつて、寄附者については、内閣府審査会では法人等の名称を含めて不開示が妥当という答申を出したが、平成19年の一連の答申では、昨今の社会情勢を踏まえて法人等の名称については開示が妥当とする判断を下した。このように開示不開示の判断は、その時代時代によって変化し、今回、内閣府審査会が寄附者が公務員等である場合の個人名の公開について不開示の判断をしたとしても、それがすべてではないと考えている。

次に、個人のうち「製薬企業等の関係者」であるかどうかについて、実施機関は、寄附申込書から特定できないので不開示としているが、多くの大学法人では、開示不開示の判断の際に第三者照会を行っている。寄附者の住所が「製薬会社等」であれば一定の判断を下せるし、個別に照会すれば、判断は可能なのではないかと考えている。

- (7) 奨学寄附金に関する法人文書開示請求に係る案件は、すでに内閣府審査会で審査され、平成18年度から平成19年度にかけ、4件の答申が出され、公開されている。この答申によれば、4件すべての国立大学法人が、寄附者である法人等の名称については、原処分で不開示としていた決定に対し、再度検討・調査を行った上で、最終的には開示が妥当とする判断を下している。

更に、横浜市情報公開・個人情報保護審査会においても、同様の事例が審査され、平成18年10月の答申で、奨学寄附金は寄附者である法人等の課題に応じて研究が行われるものではなく、このため、奨学寄附金により行われた研究内容から寄附を行った法人等の課題を推測し得るとはいえず、寄附者である法人等の名称が公になったとしても当該法人等の経営戦略などの内部情報が推測され得るものではなく、法人等の名称を開示しても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとして、法人等の名称については開示が妥当との結論を下している。

このことは、各国立大学法人並びに情報公開の妥当性について判断を下す地方自治体の審査会が、昨今の社会の奨学寄附金に対する注目度を改めて考慮し、公益性に鑑みて開示が妥当と判断したものと受け止め、高く評価している。実施機関においても、奨学寄附金の寄附者名を開示することの公益性について再検討し、一律に不開示とする決定を変更すべきであるとする。

- (8) 文部科学省が平成18年3月に作成した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、生命科学系大学、研究機関、病院などの施設・機関が実施する臨床研究は、極めて倫理性と専門性が高く、透明性、信頼性、そして高度な専門性を担保として実施されることが求められるとした上で、当該組織及び所属団体の利益相反にかかる情報公開を行い、社会への説明責任を果たすことが求められているとしている。奨学寄附金の受入れは、まさに利益相反

にかかわる事項であり、内部で適正に管理を行うことはもちろん、社会の求めがあった場合は、適切に情報公開すべきものとする。

- (9) 全国の国公立大学法人に対し、一律に同様の開示請求を行っている。このうち、奨学寄附金の寄附者の名称をすべて不開示とした大学法人は極めて少数である。ほとんどの国公立大学では、奨学寄附金に関する情報を開示していくことに対する社会的な重要性を考慮した上で、開示の決定をしたと受け止めている。

実施機関においても、企業と研究者、医師の関係における透明性を求める昨今の社会からの要請を再考し、原処分決定の変更を求める。

また、実施機関は、「開示不開示の事例の多寡については、社会的な趨勢という観点からは理解できるが、それが決定的な論拠となるものではない」という意見を述べているが、まったく同じ意見である。あくまで社会的な状況を説明するために言ったもので、これを論拠に直ちに開示せよとは言っておらず、むしろ多くの大学法人がこのような判断をした理由にこそ、現在の社会状況が反映されており、この点を考慮し、独自の判断を強く望んでいる。

第4 実施機関の説明

実施機関が、本件対象公文書を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると、次のとおりである。

1 条例第7条第2号該当性

- (1) 寄附者である個人については、本号に規定する「個人に関する情報」に該当するものとして不開示の決定をした。
- (2) 異議申立人は、「寄附者名が個人であっても、本号ウに該当する公務員等に関する情報と認められる場合は開示すべきである」としている。

今回不開示とした個人名の中に「公務員等」は一部含まれているが、本号ウの規定においては、当該公務員等の職・氏名を公開できるのは、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」に限定されており、奨学寄附金の寄附については該当しない。また、寄附申込書には、個人の寄附者の職名までは記載されていないことから、当該個人が「製薬企業等の関係者」であるかなどについては、寄附申込書からは特定することができない。

2 条例第7条第3号該当性

- (1) 寄附者である法人等の名称については、本号アの規定に基づき、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、不開示の決定をした。
- (2) 異議申立人は、「大学の医学部、医学研究科等で実施される研究は、まさに人の生命、身体、健康に直結する内容の研究であるとして、本号ただし書の規定により、法人等の名称は開示すべきである」としている。

しかし、本号ただし書の規定に該当する情報が存在するとすれば、「何の研究を目的に寄附を受けたか」という「寄附目的」が最も関連する情報であると思われるが、

「寄附目的」は既に開示している。また付け加えると、寄附の段階においては、「消化器病に関する研究助成」といったような包括的な目的で寄附が行われるケースが大半であり、具体的な研究の細目は寄附受入者において検討の上決定するのが一般的な流れとなっており、「寄附目的」に記載された内容から詳細・具体的な研究内容が読み取れるものではなく、この「寄附目的」でさえ、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要であると認められる情報」に該当するかについては疑問である。更に、「寄附者名」の不開示についての異議申立てがあったが、「誰が寄附したか」を開示することにより、何故「人の生命、健康、生活又は財産を保護」することになるのかが不明であり、本号ただし書の規定に該当するものとは考えられない。

- (3) 異議申立人は、「寄附者名が個人であっても、寄附者が本号に該当する事業を営む個人に関する情報と認められる場合は開示すべきである」としている。寄附申込書には、個人の寄附者の職名までは記載されていないことから、当該個人が「事業を営む個人」であるかなどについては、寄附申込書からは特定することができない。

3 条例第7条第6号該当性

- (1) 寄附者である法人等の名称については、本号の規定に基づき、「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、不開示の決定をした。
- (2) 異議申立人は、「寄附は見返りを求めない善意に基づいた行為であり、そこから利益が生ずることはなく、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないければ、法人等との信頼関係も損なわれず、大学経営業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも生じない」としている。

しかしながら、寄附者名を公開することは、正に善意である寄附者の同意を得ずに、一方的に寄附者側の予算の執行状況という業務運営上の内部情報を明らかにすることとなり、このことが、実施機関と寄附者の信頼関係を損なうおそれがないとは言いきれず、仮に信頼関係が損なわれた場合には、寄附者の今後の実施機関に対する寄附の意思にも影響を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

更に、このことは、寄附者名が公表された場合に、それぞれの寄附者がその事実をどう受け止めるかは、寄附者側の意思の問題であるため、逐一相手方に確認する以外、個別に検討することは困難である。

4 その他

- (1) 異議申立人は、例えば他の大学の事例だとか、外務省の事例だとか、そういった内容を引用して全国的に開示している例が多いということを述べているが、あくまでも全国的な事例としては開示が社会的な趨勢であるということは十分に理解している。ただ、他の大学が開示していることが必ずしも今回の事例の根拠となるものではないと判断している。
- (2) 国のガイドラインにおいては、「教育・研究という学術機関としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益とが衝突・相反する状態」を利益相反と定義しているが、ガイドラインは、各大学等がルールを策定する場合の参考となる指針とし

て公表されたものであり、どのような案件を利益相反状態とみなすかなどの具体的なルールについては、各大学に任されている。

実施機関においては、利益相反に関する規程等はまだ策定しておらず、どの案件が利益相反に該当するかという個別・具体的な検討も行っていない。したがって、利益相反を理由として情報公開はできないのが現状である。

- (3) 異議申立人は、今回「奨学寄附金の寄附者名をすべて不開示とした大学法人は極めて少数」であることを、開示すべき論拠の一つとしているが、一方で受託研究や共同研究については、開示を行った大学法人の数が少数であることについて何らの判断も示していない。開示不開示の事例の多寡については、社会的な趨勢という観点から理解できるものであるが、それが決定的な論拠となるものではないと考える。

なお、奨学寄附金に係る寄附者名の開示が全国的に増加しているという事実は事実として受け止めている。しかしながら、社会的趨勢は一つの判断要素であっても、それによってすべてが決定されるべきものではない。もちろん、情報公開の重要性についても十分に認識しており、そうした意味で、条例の解釈上可能な範囲でできる限りの対応は図ってきた。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、公立大学法人福島県立医科大学奨学寄附金取扱細則（以下「奨学寄附金取扱細則」という。）に基づいて、実施機関が学術研究に要する経費及び教育研究の奨励を目的とする経費等の奨学を目的として受け入れるものについて、一覧にした文書である。本件対象公文書には、プロジェクト番号、寄附者、寄附金額、寄附目的、理事の審査結果、受入決定年月日、入金年月日及び配分先等の項目があり、実施機関が受け入れた奨学寄附金に関する情報が項目ごとに記載されている。

2 条例第7条第2号の該当性について

(1) 条例第7条第2号について

ア 本号の個人情報は、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものも含む。）が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。

イ 実施機関は、寄附者である個人は、本号に規定する個人に関する情報に該当するので不開示の決定をしたとし、異議申立人は、いわゆる篤志家である個人の寄附者名まで開示を求めているとしている。

ウ 個人に関する情報は、いわゆる篤志家である個人かどうかということではなく、特定の個人を識別できる情報かどうかで判断すべきである。当審査会で本件対象公文書を見分した結果、個人の氏名が記載されており、当該情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものも含む。）に該当すると認められる。

したがって、寄附者である個人の氏名は、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書イについて

ア 本号ただし書イについては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが公益上必要であると認められる情報について、開示することとしたものである。

イ 異議申立人は、寄附者が製薬企業等の関係者の場合は、たとえ個人であっても寄附の意味合いが変わってくるので、このような場合は、本号ただし書イに該当するとしている。

ウ 個人に関する情報は、特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものも含む。）かどうかで判断すべきである。当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しない。

(3) 条例第7条第2号ただし書ウについて

ア 本号ただし書ウに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報とは、当該公務員等がその組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいい、県の説明責任を全うする観点から、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行に係る部分については、原則開示とすることを定めたものである。

イ 異議申立人は、寄附者が個人である場合、本号ただし書ウに該当する公務員等に関する情報と認められる場合は開示すべきである。個人の篤志家による寄附ではなく、先生方の仕事上、「帳簿上の問題で別のところからの寄附を、自分で自分に寄附をする形式をとった」、「研究費の配分のため、主任研究者が班員等に寄附をする形式をとった」などの例が多く、そのような寄附の実態は職務遂行上の行為にあたるのではないかとしている。

ウ 異議申立人が主張するような先生方の仕事上の問題による内部的な寄附について、当審査会が実施機関に確認したところ、本件対象公文書にそのような処理を行った事例は認められなかった。

3 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例第7条第3号本文について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

ア 法人等の名称について

(ア) 実施機関は、寄附者が法人等である場合、法人等の名称の開示については、法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした。

(イ) そもそも奨学寄附金については、奨学寄附金取扱細則第3条において、実施機関における「奨学を目的として受け入れる」ものとされ、奨学寄附金取扱細則第5条では、「寄附による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権

及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させることなどの条件が付されているものは、奨学寄附金として受け入れることができない」と規定されている。

このように、奨学寄附金は、講座等に教育研究の奨学を目的として包括的に行われるもので、受託研究や共同研究のように法人等の研究課題に応じて行うものとは異なり、また、知的財産権等を期待して行われるものでもない。このため、法人等が特定の講座等に寄附していることを知られたとしても、事業活動に直ちに影響を与えるほどの内部情報が明らかになるとは言えない。また、寄附額の多寡から具体的な経理内容まで明らかになるとは認められない。

したがって、本件対象公文書の寄附者欄に記載された法人等の名称を開示しても、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号には該当しない。

よって、奨学寄附金の透明性を確保し、奨学寄附金にかかわるあらぬ疑念を払拭するためにも、情報公開の意義は大きいと考えられ、法人等の名称は開示すべきである。

イ 事業を営む個人について

- (ア) 事業を営む個人とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条第5項から第7項までに掲げる事業を営む個人のほか農業、林業等を含む個人をいう。事業を営む個人の当該事業に関する情報については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めたものである。
- (イ) 異議申立人は、寄附者が個人である場合、寄附者が条例第7条第3号に該当する事業を営む個人に関する情報と認められる場合は、開示すべきである。多くの大学法人では、開示不開示の判断の際に第三者照会をしており、寄附者の住所が「製薬会社等」であれば一定の判断が下せるし、個別に照会すれば、判断は可能なのではないかとしている。
- (ウ) 個人に関する情報のうち、事業を営む個人の当該事業に関する情報も個人に関する情報ではあるが、開示不開示の判断をするにあたっては、性質上法人等の事業活動情報と同様の基準で行うものとされている。法人等の名称の開示については、前記アの(イ)で述べたとおりであり、事業を営む個人の氏名については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないので、開示すべきである。

(2) 条例第7条第3号ただし書について

ア 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報については、開示することを定めたものである。

イ 異議申立人は、大学医学部等で行われる奨学寄附金は、人の生命や健康にかかわる

研究を奨励する目的で提供した資金であり、むしろ本号ただし書を適用して開示すべきであるとしている。

ウ 本号ただし書の解釈等については前記アのとおりであり、本件対象公文書に記載された法人等の名称は、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接かかわる性質の情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められない。

4 条例第7条第6号の該当性について

- (1) 本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、開示しないことができると定めたものである。
- (2) 実施機関は、寄附者である法人等の名称については、本号の規定に基づき、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、不開示の決定をしたものである。
- (3) 本件対象公文書の寄附者欄に記載された法人等の名称は、前記3の(1)アで述べたとおり、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないため、このような情報の開示によって、実施機関が説明するような実施機関と法人等の信頼関係は損なわれず、実施機関の大学経営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められないため、本号には該当しない。

5 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、県が設立した地方独立行政法人として、適正かつ円滑な研究活動の遂行を図ることは当然のことであるが、一方では、実施機関が行う研究等に係る情報公開の意義を認識して、適正な情報公開制度の運用に努めるよう付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 8月 8日	・ 諮問書受付
平成19年 8月 8日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成19年 8月31日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明の提出
平成19年 8月31日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成19年 9月27日	・ 異議申立人から一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出
平成19年10月 4日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成19年10月22日 (第146回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成19年11月19日 (第147回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成20年 1月28日 (第149回審査会)	・ 審議
平成20年 3月 3日 (第150回審査会)	・ 審議
平成20年 3月25日 (第151回審査会)	・ 審議
平成20年 4月21日 (第152回審査会)	・ 審議
平成20年 5月21日 (第153回審査会)	・ 審議
平成20年 6月26日 (第154回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
有我 健司	元福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長